

電子契約サービスの導入について

東京都では、事業者の利便性の向上と業務負担の軽減を図るとともに、都の事務の効率化、簡素化を実現するため、令和5年10月2日(月)から、知事部局等において、段階的に電子契約サービスの運用を開始いたしますので、お知らせします。

1 適用開始時期等

令和5年10月2日(月)以後に公告等が行われる契約案件

2 実施組織

知事部局等(警視庁及び東京消防庁を除く。)の契約事務主管課

3 対象とする業種・営業種目

(1) 財務局経理部契約第一課

建設工事等の業種のうち業種番号01~07及び11~15の案件

【参考】業種番号

01 道路舗装工事、02 橋りょう工事、03 河川工事、04 水道施設工事、05 下水道施設工事、06 一般土木工事、07 建築工事

11 建築設計、12 土木設計、13 設備設計、14 測量、15 地質調査

(2) 財務局経理部契約第一課を除く各局等契約事務主管課

物品買入れ等の営業種目のうち種目番号001~099の案件

ただし、各契約事務主管課が認める場合には、001~099以外の営業種目についても、電子契約対象案件とすることができる。

※ (1)及び(2)については、特命随意契約等の非公表案件を含みます。

※ 鑑・約款・仕様書等の契約書を構成する全データが大容量となる案件(50MBを越える案件)は対象外となります。

4 その他

9月上旬を目途に、説明会(オンライン開催を想定)を予定しています。

別途ご案内いたしますので、ご参加ください。

【問合せ先】

財務局経理部総務課契約調整(電子調達)担当
直通 03-5388-2654